

《平成26年4月1日から改定する使用料の額》

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、光市都市公園条例に掲げる使用料を下記のとおり改定します。

なお、下記の表は、今回改定する使用料です。施設の使用料については、各施設にお問い合わせください。

記

●都市公園の占用に係る使用料

新	旧
<p>(入園料及び使用料)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>3 法第5条第1項、法第6条第1項又は第3項の占用の許可を受けた者は、別表第2の使用料(算出した額が10円に満たない場合にあつては、10円とする。)を納付しなければならない。ただし、公園を占用する期間が1月未満の使用料は、使用料の額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とする。</p>	<p>(入園料及び使用料)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>3 法第5条第1項、法第6条第1項又は第3項の占用の許可を受けた者は、別表第2の使用料(算出した額が10円に満たない場合にあつては、10円とする。)を納付しなければならない。ただし、公園を占用する期間が1月未満の使用料は、使用料の額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とする。</p>

※都市公園法第5条、6条関係条文及び光市都市公園条例別表第2は《参考》を参照

●冠山総合公園レストラン棟等に係る使用料

施設	単位	使用料(円)	
		新	旧
ア 冠山総合公園レストラン棟	月額	194,400	189,000
イ 冠山総合公園休憩棟内売店	月額	32,400	31,500
ウ 光スポーツ公園管理棟内食堂	月額	20,570	20,000

●都市公園における行為に係る使用料

行為の種類	単位	使用料 (円)	
		新	旧
業として行う写真の撮影	1台1日につき	390	380
業として行う映画の撮影	1日につき	1,310	1,270

●光スポーツ公園等における公園施設の使用料

公園名	有料公園施設等		単位	使用料 (円)	
				新	旧
光スポーツ公園	夜間照明設備		1面30分当たり	1,370	1,330
	管理棟	和室	1時間当たり	510	500
わかば公園	夜間照明設備		1面30分当たり	1,370	1,330
冠山総合公園	研修棟	研修室	1時間当たり	520	510
		冷暖房料	1時間当たり	260	250
	副管 理棟	和室	1時間当たり	260	250
		休憩所	1時間当たり	260	250
	イベント広場		1時間当たり	1,370	1,330
	イベント広場ステージ		1時間当たり	260	250
	オートキャ ンプ場	1区画	宿泊(1泊)	5,140	5,000
日帰り			2,050	2,000	

●大和総合運動公園における公園施設の使用料

ア 専用（大和総合運動公園の施設の全部又は一部を一定時間専用すること。）による
場合

(ア) 大会、行事、講習会、教室等による使用

1 入場料その他これに類する料金を徴収しない場合

公園名	施設名	区分		単 位	使用料（円）					
					専用使用料					
					新			旧		
					(1)ア マチュ アスポ ーツ及 び文化 行事	(2)そ の他	(3)営 利営業 目的の もの	(1)ア マチュ アスポ ーツ及 び文化 行事	(2)そ の他	(3)営 利営業 目的の もの
大和総合運動公園	大和スポーツセンター	アリーナ	全面	1 時 間 当 た り	960	1,920	4,800	940	1,880	4,700
			半面		480	960	2,400	470	940	2,350
		ホール			2,420	4,840	24,200	2,360	4,720	23,600
		会議室	大会議室		360	720	1,800	330	660	1,650
			中会議室		240	480	1,200	220	440	1,100
			小会議室		120	240	600	110	220	550
		講座室	大講座室		240	480	1,200	220	440	1,100
			小講座室		120	240	600	110	220	550
		多目的グラウンド	全面		480	960	2,400	440	880	2,200
			半面		240	480	1,200	220	440	1,100
	1/4面		120		240	600	110	220	550	
	テニスコート	1面			300	600	1,500	290	580	1,450

2 入場料その他これに類する料金を徴収する場合

公園名	施設名	区分		単 位	使用料（円）					
					専用使用料					
					新			旧		
					(1)ア マチュ アスポ ーツ及 び文化 行事	(2)そ の他	(3)営 利営業 目的の もの	(1)ア マチュ アスポ ーツ及 び文化 行事	(2)そ の他	(3)営 利営業 目的の もの
大和総合運動公園	大和スポーツセンター	アリーナ	全面	1 時 間 当 た り	1,920	3,840	9,600	1,880	3,760	9,400
			半面		960	1,920	4,800	940	1,880	4,700
		ホール			4,840	9,680	48,400	4,720	9,440	47,200
		会議室	大会議室		720	1,440	3,600	660	1,320	3,300
			中会議室		480	960	2,400	440	880	2,200
			小会議室		240	480	1,200	220	440	1,100
		講座室	大講座室		480	960	2,400	440	880	2,200
	小講座室		240		480	1,200	220	440	1,100	
	多目的グラウンド	全面			960	1,920	4,800	880	1,760	4,400
		半面			480	960	2,400	440	880	2,200
		1/4面			240	480	1,200	220	440	1,100
	テニスコート	1面			600	1,200	3,000	580	1,160	2,900

(イ) コートによる使用

公園名	施設名	区分	種目	単位	使用料 (円)	
					新	旧
大和総合運動公園	大和スポーツセンター	アリーナ	バスケットボール	1コート	480	470
			バレーボール	1時間	480	470
			ドッジボール	当たり	480	470
			卓球		150	140

イ 個人による使用 (専用以外) の場合

公園名	施設名	区分	単位	使用料 (円)	
				新	旧
大和総合運動公園	大和スポーツセンター	柔剣道場	1人1回につき 3時間	120	110
		トレーニング室		240	230

●冠山総合公園オートキャンプ場における施設器具の使用料

施設器具名	単位	使用料 (円)	
		新	旧
テント	1式	3,570	3,470
タープ	1式	1,190	1,150
ランタン	1個	590	570
テーブル	1式	1,190	1,150
パラソル	1式	590	570
イス	1脚	590	570
調理鍋セット	1式	590	570

ダッチオーブン	1個	590	570
調理器具セット	1式	590	570
バーベキューコンロ	1式	1,190	1,150
携帯用コンロ	1式	1,190	1,150
電気炊飯器	1式	1,190	1,150
コードリール	1個	350	340

●大和総合運動公園における附属設備の使用料

施設名	附属設備の種別	単位	使用料（円）	
			新	旧
大和スポーツセンター	空調設備			
	暖房設備(アリーナ、ホール)	1時間	7,270	7,070
	冷房設備(アリーナ、ホール)	1時間	8,480	8,250
	冷暖房設備			
	大会議室	1時間	540	510
	中会議室	1時間	360	340
	小会議室	1時間	180	170
	講座室	1時間	180	170
	音響機器			
	カセットデッキ	1回1台	300	290
	CDプレーヤー	1回1台	480	470
	16mm映写機	1回1台	5,450	5,300
	ダイナミックマイクロフォン	1回1本	300	290
	ワイヤレスマイク(ハンド)	1回1本	300	290
	ワイヤレスマイク(タイピン)	1回1本	300	290
	ワイヤレスマイク(ボーカル)	1回1本	300	290
	ワイヤレスマイク(スピーチ)	1回1本	300	290
	プロジェクター(アンプ含む。)	1回1式	1,200	1,160

	アンプ(会議室・移動)	1回1式	240	230	
	照明器具				
	ボーダーライト	1回1式	2,410	2,340	
	作業灯(ボーダーライトを使用しない場合)	1回1式	790	770	
	第1サスペンションライト	1回1式	3,940	3,830	
	第2サスペンションライト	1回1式	3,940	3,830	
	アッパー水平ライト	1回1式	2,410	2,340	
	フットライト	1回1台	300	290	
	ローア水平ライト	1回1台	300	290	
	フロントサイドスポットライト	1回1台	300	290	
	シーリングスポットライト	1回1式	3,630	3,530	
	センターピンスポットライト	1回1台	4,840	4,710	
	ダウンライト	1回1式	540	530	
	その他				
	電動椅子	1回	6,780	6,590	
	フロアシート	1回1本	240	230	
多目的グラウンド	夜間照明設備				
	区分	照明の程度	単位	新	旧
	4塔点灯	一般競技	30分	3,580	3,480
		レクリエーション	30分	2,470	2,400
	軟式野球 (1面当たり)	一般競技	30分	2,470	2,400
		レクリエーション	30分	1,800	1,750
	ソフトボール (1面当たり)	一般競技	30分	1,030	1,000
		レクリエーション	30分	660	640
	陸上競技	一般競技	30分	2,410	2,340
		レクリエーション	30分	1,690	1,650
	サッカー	一般競技	30分	1,940	1,880
		レクリエーション	30分	1,450	1,410

	音響機器			
	ダイナミックマイクロフォン	1回1本	300	290
	ワイヤレスマイク(ハンド)	1回1本	300	290
テニス コート	夜間照明設備			
	区分	単位	新	旧
	1面当たり	30分	210	200
	音響機器			
	カセットデッキ	1回1台	300	290
	CDプレーヤー	1回1台	480	470
	ワイヤレスマイク(ハンド)	1回1本	300	290
	ワイヤレスマイク(タイピン)	1回1本	300	290
持込み器具	1kw 当たり		120	110

《問合せ先》

施設	問合せ	電話番号
光スポーツ公園	体育課	74-3605
大和総合運動公園	光スポーツ公園	72-2334
	大和総合運動公園	(0820)48-5500
冠山総合公園	公園緑地課	72-1400
オートキャンプ場	冠山総合公園	74-3311
わかば公園	オートキャンプ場	74-3330
その他		

《参考》

【都市公園法】

(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)

第五条 第二条の三の規定により都市公園を管理する者（以下「公園管理者」という。）

以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(都市公園の占用の許可)

第六条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

3 第一項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、政令）で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

【光市都市公園条例別表第2】

2 都市公園を占用する場合の使用料

占用物件名	単位	摘要	使用料（円）
電柱、電話柱、変電柱 圧塔、公衆電話所、 (第2種)	1本につき1年		1,600
郵便差出箱、広告 電話柱 塔その他これに類 (第1種)	〃		930
する工作物 その他柱類	〃		72
変圧塔その他これ に類するもの及び	1個につき1年		1,400

	公衆電話所			
	郵便差出箱	〃		600
	広告塔及び看板	面積1平方メートルにつき1年	正面面積計算	4,400
	送電塔	〃		1,400
	その他のもの	長さ1メートルにつき1年		33
		面積1平方メートルにつき1年		1,400
地下埋設物	口径15センチメートル未満	長さ1メートルにつき1年	外径とする	72
	口径15センチメートル以上	〃	〃	95
露店、商品置場その他これに類するもの	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	面積1平方メートルにつき1日		44
	その他のもの	面積1平方メートルにつき1月		440
その他の占用	別に市長が定める			

備考

- 1 使用料の額を算出する基礎となる面積が1平方メートルに満たないときは1平方メートルとし、その面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数は1平方メートルとし、その長さに1メートル未満の端数があるときは、その端数は1メートルとして計算する。
- 2 使用料の額を算出する基礎となる期間が年を単位としているものは、その期間が1年に満たないとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、その満たない期間

又はその端数期間の使用料は、月割りによって計算する。

- 3 使用料の額を算出する基礎となる期間が月を単位としているものは、その期間が1月に満たないとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、その満たない期間又はその端数期間の使用料は、日割りによって計算する。
- 4 使用料の額を算出する基礎となる期間が日を単位としているものは、その期間が1日に満たないときは1日とし、その期間に1日未満の端数があるときは、その端数は1日として計算する。